

障害のある者とない者が共に学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

合理的配慮

実践ガイドブック

Vol.2

Q & A



新潟県特別支援学校教頭会

発刊に寄せて

新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室指導主事 大竹 嘉則

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）において、合理的配慮実施上の基本的な考え方の1つに「一人一人の状態を把握し、一人一人の最大限の伸長を図る教育」が示されています。このことはまさに特別支援教育が目指す教育にほかなりません。

特別支援教育を推進するに当たっては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握する専門性、その教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を実施する専門性、そして取組の結果を評価しよりよい指導・支援へと改善する専門性が必要であると考えます。これから合理的配慮を実施していく場合においても、これら3つと同様の専門性が求められるのではないかと思います。さらに合理的配慮では、当事者とできる限り早期に合意形成を図ることも求められています。このことは、実施する配慮の根拠をできるだけスピーディに明確にするという4つ目の専門性と言えるのではないのでしょうか。これらの状況から、「合理的な配慮」という概念が登場したことにより、特別支援教育の専門性が一層高まったり広がったりしていくきっかけになると期待しています。

今回発刊の合理的配慮実践ガイドブック Vol. 2 では、合理的配慮を実施する上での基本的な構えをQ&A形式で分かりやすく解説していただいています。またイメージしやすくなるよういくつかの例も加えられています。このように、合理的配慮の理解啓発を目的としたガイドブックを発刊された県特別支援学校教頭会の先生方に心より感謝申し上げ、刊行のあいさつといたします。

はじめに

新潟県特別支援学校教頭会長 小林 俊明

日頃より、各校において特別支援教育の推進にご尽力されておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、この度新潟県特別支援学校教頭会では、同校長会と連携し「合理的配慮実践ガイドブック Q&A」を作成しました。本ガイドブックは、合理的配慮の理念を具体化し、教育現場ですぐに実践できる内容を盛り込んであります。作成にあたり、活用しやすいように以下の3点に配慮しました。

- 1 Q&A形式にし、1項目を1ページで完結するよう編集しました。
- 2 平易な言葉を使い、経験の有無を問わず読み取ることができるよう表記しました。
- 3 具体例を多く載せ、実践に役立つよう心掛けました。

合理的配慮は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システムの構築の中で重要な位置を占めると共に、本県の教育振興基本計画においても施策の展開方向として明記されています。本ガイドブックが各校の合理的配慮の推進に少しでも役立ち、共生社会の形成に向けて実践が重ねられますことを祈念しております。なお、より実践を重ねながら Vol. 3 発刊に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、本ガイドブックに対する忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。発刊にあたってのあいさつといたします。

もくじ

| | |
|---|----|
| 発刊に寄せて（新潟県教育庁義務教育課特別支援教育推進室 指導主事 大竹 嘉則） | 1 |
| はじめに（新潟県特別支援学校教頭会長 小林 俊明） | |
| もくじ | 2 |
| 《障害のある全ての子供たちに合理的配慮を》 | 4 |
| 《全体事項》 | |
| Q 1 「合理的配慮」とは、どういうものですか？ | 9 |
| Q 2 なぜ「合理的配慮」を行わなければならないのですか？ | 10 |
| Q 3 「均衡を失した」又は「過度の」負担を課さないとは、どういうことですか？ | 11 |
| Q 4 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の違いを教えてください。 | 12 |
| Q 5 どのような児童生徒が、「合理的配慮」の対象になるのですか？ | 13 |
| Q 6 「合理的配慮」の範囲は、特別支援学級だけでなく全体におよぶのでしょうか？ | 14 |
| Q 7 「合理的配慮」の内容は、誰が、どのような流れで決めていくのですか？ | 15 |
| Q 8 「合理的配慮」は、どんな観点で相談を進めていけばよいですか？ | 16 |
| Q 9 個別の教育支援計画などに「合理的配慮」をどのように記入していけばよいでしょうか？ | 17 |
| Q 10 「合理的配慮」の内容は、ずっとそのままなのですか。見直しをすることはあるのですか？ | 18 |
| Q 11 学校が配慮しようとする 것과保護者の考えが異なります。どちらを優先すべきですか？ | 19 |
| Q 12 特定の子供に「合理的配慮」をするとき、他の子供に対して留意することはありませんか？ | 20 |
| Q 13 全職員で「合理的配慮」についての共通理解をする必要があると思います。どのようにしたらよいでしょうか。また、どんなことに留意したらよいですか？ | 21 |

| | | |
|---------|---|----|
| Q14 | 転校生が来ました。前の学校で行われていた「合理的配慮」を引き続き提供しなければいけないのでしょうか？ | 22 |
| Q15 | 来年入学予定児童の保護者が「合理的配慮」について相談する場合は、どこが窓口になるのでしょうか？ | 23 |
| Q16 | 障害のある外国籍の児童生徒が転校してくるようになりました。「合理的配慮」を行うのでしょうか？また、どのようなことに留意する必要があるのでしょうか。 | 24 |
| Q17 | 車椅子での生活をする子供がいます。玄関等学校の段差の解消は可能でしょうか。エレベーターは設置できますか？ | 25 |
| 《具体的事項》 | | |
| Q18 | 視覚障害のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 26 |
| Q19 | 聴覚障害のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 27 |
| Q20 | 知的障害のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 28 |
| Q21 | 肢体不自由のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 29 |
| Q22 | 病弱の児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 30 |
| Q23 | 言語障害のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 31 |
| Q24 | 自閉症スペクトラム障害の児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 32 |
| Q25 | L Dの児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 33 |
| Q26 | A D H Dの児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？ | 34 |

障害のある全ての子供たちに合理的配慮を

1 平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行されます。それを受け、公立学校では障害のある全ての子供たちに合理的配慮を提供することが法的に義務付けられました。

なお、この法律には以下のような内容が定められています。

- ①障害を理由に差別的扱いや権利侵害をしてはいけないこと
- ②障害による社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を提供すること
- ③国は障害による差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならないこと

これらの内容から、各学校においては、障害のある子供たちに合理的配慮を提供することが義務付けられます。また、合理的配慮の対象は特別支援学級や通常の学級に関わらず障害のある全ての子供が対象となります。

※社会的障壁とは？

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

2 「障害者差別解消法」と合理的配慮について

(1) 合理的配慮が提唱された背景

国連の人権に関する世界会議の中で、2003 年バンコクにおいて「障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)」の草案が検討され、その際に先進国の実例から合理的配慮という新しい概念が提唱されました。その草案で「合理的配慮は、社会やサービスなどにつながるができるように、必要かつ適切な措置をすること」とし、健常者と同じように教育や労働の機会の均等を保証するための権利として位置付けられました。そして、その考え方が「障害者権利条約」の内容に引き継がれていきました。

我が国は、国内法を整備し、平成 26 年 1 月にこの「障害者権利条約」を批准し、平成 28 年 4 月からは「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととなりました。合理的配慮の提供は、日本国内のことだけでなく、グローバルな世界の大きな流れとして捉えながら取り組んでいくことが大切です。

(2) 「障害者差別解消法」の概要

「障害者差別解消法」では、次の2種類の差別を禁止しています。

①障害による不当な差別的扱いの禁止（差別する行為の禁止）

②合理的配慮の不提供の禁止（社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行わないことの禁止）

この2種類の内容について、内閣府の資料では次のように示されています。

①障害による不当な差別的扱いとは

「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして区別（分けること）や排除、制限をすること。車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして区別や排除、制限をすること。
例）・店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で入店を断られた。

- ・アパートの契約をするとき障害があることを伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで障害を理由に入会を断られた。
※ただし、上記の行為が、誰が見ても目的が正当で、且つ、その扱いがやむを得ないときは差別になりません。

②合理的配慮の不提供とは

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを合理的配慮といい、それをしないと差別になります。ただし、その事業所などにとって費用がかかりすぎる場合などは合理的配慮を行わなくても差別になりません。

- 例）・交通機関を利用したいとき、その乗り物に乗ったらよいか分からないので駅員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった。
- ・役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。
 - ・災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

など

この他にも、障害のある人が日常的な社会生活を送る上で困らないように、工夫したりやり方を考えたりすることが大切です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項:障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項:社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項:国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 → 当該機関における取組に関する要領を策定*
- 事業者 → 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

※地方の策定は努力義務

実効性の確保

主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

相談・紛争解決の体制整備 → 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

普及・啓発活動の実施

情報収集等

国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

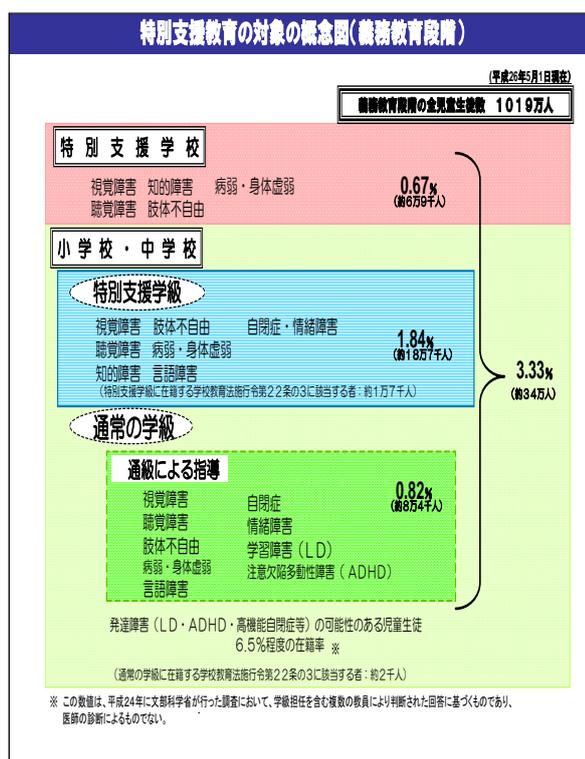
施行日:平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

内閣府「障害者差別解消法について」2015年11月

(3) 合理的配慮の対象

義務教育段階で合理的配慮の対象となる子供たちはどのくらいいるのでしょうか。文部科学省では右図のように、特別支援学校・小中学校特別支援学級など合わせて3.3%です。この他に通常の学級の発達障害の在籍率は6.5%程度といわれ、合わせると約10%が合理的配慮提供の対象であると考えられます。

また、合理的配慮は本人・保護者の申請がなくとも、明らかに困難さが認められる場合は、学習や生活上の困難さを取り除く一般的な配慮を提供しなければなりません。



「特別支援の対象の概念図(義務教育段階) 文科省」

これらのことから、全ての小中学校、特別支援学校において合理的配慮の提供が今後求められていきます。

3 教育分野における合理的配慮提供のポイント

文部科学省の民間事業者等を対象とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(2015. 11)」を参考に見てみると、学校教育分野における合理的配慮の留意点を以下のように示しています。

- ・合理的配慮の合意形成に当たっては、人間の多様性の尊重、能力を最大限発達させ自由な社会に効果的に参加できることを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・学校の設置者・学校及び本人・保護者により合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- ・合理的配慮の合意形成後も、発達の種類、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解しておくことが重要である。
- ・インクルーシブ教育システムの理念に照らし、障害のある幼児及び児童生徒が十分な教育を受けられるために提供できているか定期的に見直すなど評価することが重要である。
- ・進学等の移行期においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配

慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお、前述のように個別の教育支援計画に記載する場合は、文部科学省が示した「学校における合理的配慮の観点（3領域 11 観点）」本編P 6（Q 8）を参考に記載することが重要となります。

以上のように、今後は各校で児童生徒の障害による困難に対して、より効果的な支援が提供されることが大切になってきます。その具体的な取り組み方については、本編Q & Aを参照ください。

平成 28 年 2 月 12 日・13 日・14 日に新潟市と南魚沼市を会場に「スペシャルオリンピックス 2016 新潟」が開催されました。4 年に一度行われる知的障害者の国内冬季競技会です。このスペシャルオリンピックスの創設者ユニス・ケネディ・シュライバー女史は、1999 年スペシャルオリンピックス世界大会で次のような演説をしました。

「障害者ができないのではない。社会が彼らができないと、できなくさせているのだ。」と。

これからの日本は、障害のある人の社会参加を阻害する社会的障壁を取り除き、障害のある人もない人も同じように暮らしやすい社会を目指していきます。障害のある人たちも合理的な配慮がされた環境の中でチャンスが与えられれば、自分の能力を十分に発揮して、充実した学校生活やスポーツ、就労など社会でより活躍できる時代になると期待します。



参考引用文献

- ・国連「障害者の権利に関する条約」2007. 9署名
- ・「障害者基本法改正」2013. 6
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」2013. 6
- ・内閣府「障害者差別解消法について」2015. 11
- ・文部科学省「特別支援教育の現状と課題」2014. 12
- ・文部科学省「障害を理由とした差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」2015. 11
- ・佛教大学社会福祉学部論集第6号「障害者権利条約における合理的配慮の経緯」2010. 3
- ・日本障害フォーラム「障害者差別解消法ってなに？」2013.

Q1 「合理的配慮」とは、どういうものですか？

A

学校の設置者及び学校が、障害のある子供の状況に応じて、個別に提供する配慮のことです。障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けるために必要なことです。

文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年)では、合理的配慮について以下のように定義しています。

- ◎ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ◎ 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ◎ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

つまり

だれが；学校の設置者及び学校が

だれに；障害のある子供の状況に応じて、個別に

何のために；他の子供と平等に教育を受けるために

どんなこと；学習上、生活上障壁となることの解消に向けた配慮を行うこと

※合理的配慮の内容は1人1人異なる

例・車いすの子供のためにスロープを設けること

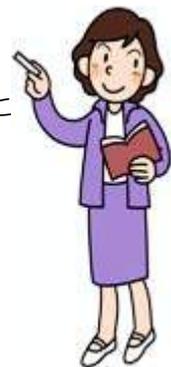
・弱視の子供の学習時に拡大図書器を使用すること

・難聴の子供の座席を前にすること

・見通しがもてるよう学習のスケジュールを提示すること

・病弱の子供のために加湿器や空気清浄機を使用すること など

※具体的な事例はQ17以降を参照してください



共生社会の形成に向けて、合理的配慮は切っても切り離せないものです。子供の確かな学びと成長のために、個々のニーズをしっかりと把握し、それぞれの子供に合った配慮を提供していきましょう。

Q2 なぜ「合理的配慮」を行わなければならないのですか？

A

合理的配慮の提供は、何より障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けるために必要不可欠なことであるという捉えが大切です。法的根拠を押さえつつも、「義務だから」ではなく、1人1人の子供の未来のために取り組みましょう。

障害者への差別禁止や権利の保障のために、平成 18 年に国連総会にて「障害者の権利に関する条約」が採択されました。これは障害者に関する初めての国際条約で、日本も平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准しました。この条約の中で、障害者の権利の実現のために「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」が位置付けられています。

これを受け、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、平成 28 年4月から施行されます。その第3章7条で



行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

と述べられています。

つまり、「合理的配慮の提供」が法的義務となったのです。

また、「合理的配慮の否定は障害を理由とする差別に含まれる」とされていることにも留意する必要があります。

いずれにせよ合理的配慮は、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けるために必要不可欠なものです。合理的配慮の充実が、互いに尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会へとつながっていきます。このような社会を目指すことは、我が国において重要な課題の一つとなっています。

法的な根拠をしっかりと押さえた上で、「義務だから」ではなく、合理的配慮の目的や効果を十分に理解し、子供たちの未来のために取り組みましょう。



Q3 「均衡を失した」又は「過度の」負担を課さないとは、 どういうことですか？

A

学校の設置者及び学校は、個々の児童生徒の障害の程度や教育的ニーズに応じてできる限り「合理的配慮」を提供する必要がありますが、教育活動に著しい支障が生じたり、財政面、体制面等において大きな負担となったりしない範囲内で行う必要があります。

＜障害者の権利に関する条約の定義＞

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するため、必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

合理的配慮は、個々の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるもので、一人一人によって異なります。したがって、「均衡を失した」又は「過度の」負担についても、一律の基準はありません。

合理的配慮の決定・提供は、学校の設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、個別に判断することとなります。その際、人的措置や予算措置の面ですぐに実行が難しいような場合や、教育活動に著しく支障があったり、負担が大きかったりする場合は、関係者で話し合い、代替となる設備・教材や方法等を検討する必要があります。

また、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、学校や本人、保護者、関係者の間で共通理解を図ることが大切です。

＜ 過度の負担の判断基準の例 ＞

教育活動への影響の程度

- ◆教育活動の目的や内容が変わってしまうなど
- ◆教育課程を大きく変更しないとできないなど

人的・体制上の制約

- ◆医療的ケアのための看護師を配置したいが、すぐには対応できないなど
- ◆障害の程度に応じた給食を提供したいが調理員が足りないなど

財政面の負担の程度

- ◆エレベーターやスロープを設置したいが予算上すぐにはできないなど
- ◆コンピュータやデジタル教材を人数分揃えたいが予算上無理がある場合など

物理的・技術的制約

- ◆車いす・ストレッチャー等を使用できる設備を整備したいが建物の構造上無理がある場合など
- ◆点字や手話、IT 機器等の専門的な指導技術のある教員の不足など

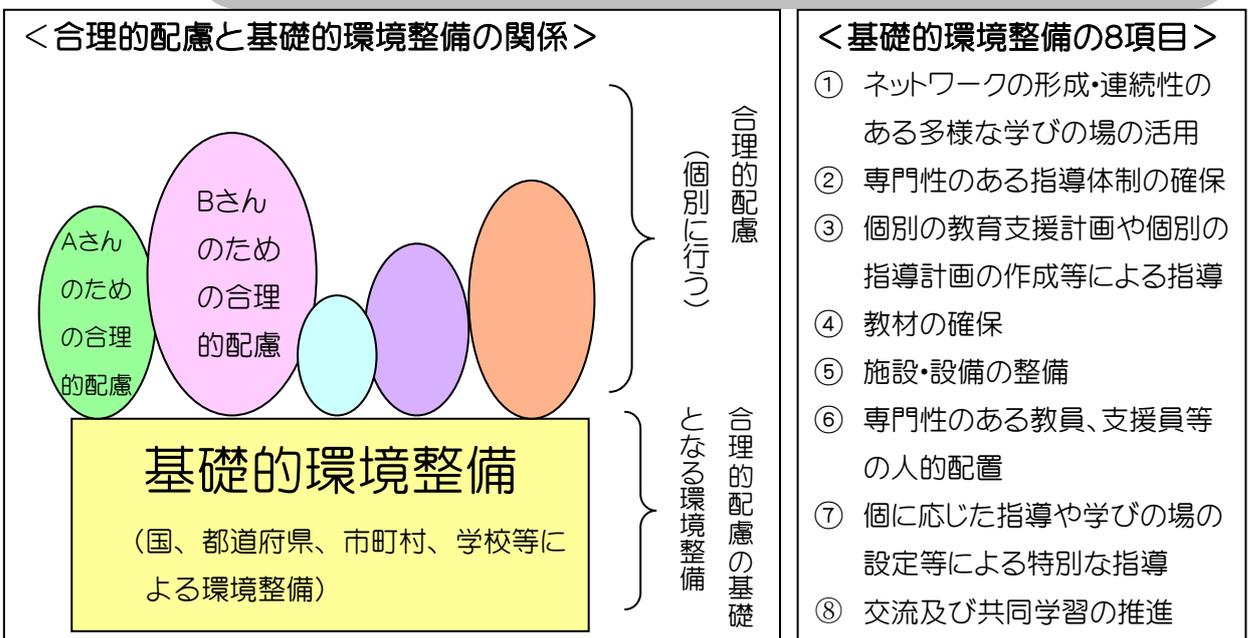


Q4

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の違いを教えてください。

A

「合理的配慮」は個々の障害者を対象としているのに対し、「基礎的環境整備」はその学校に在籍する不特定多数の児童生徒を対象としています。それぞれの学校において必要な制度や教育環境を整えることが「基礎的環境整備」です。「基礎的環境整備」を踏まえ、不足している支援を「合理的配慮」で補うと捉えると良いでしょう。障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じてできる限り「合理的配慮」の提供に努めることが大切です。



<基礎的環境整備の例>

- ・通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校等の多様な学びの場の充実
- ・特別支援学校のセンター機能の充実及び小中学校や専門機関とのネットワークの構築
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく個に応じた指導・支援
- ・エレベーターやスロープ、手すり、トイレ等、教育設備の整備
- ・点字教科書、拡大教科書、IT 機器等、教材の確保・整備
- ・専門性のある教員や支援員、介助員等の配置
- ・個別指導用の教室やクールダウンのためのスペース等の確保・整備

<合理的配慮の例>

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 視覚障害 | 点字、点字ブロック、拡大読書器 |
| 聴覚障害 | FM式補聴器、手話通訳、教材用ビデオへの字幕挿入 |
| 肢体不自由 | 車いす、バリアフリー、低床バス、医療的支援体制 |
| 病弱 | 個別学習や精神安定のための小部屋、入院・通院等の期間の学習内容の補完 |
| 知的障害 | 漢字に振り仮名、生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具 |
| 発達障害 | クールダウンのための小部屋、視覚的教材、デジタル教材、スケジュールの明示 |

Q5

どのような子供が、「合理的配慮」の対象になるのですか？

A

合理的配慮は、障害のある全ての人が対象になります。障害の診断を受けていなくても、特別な支援を要する人に対し、困難な状況を把握して合理的配慮を提供することが大切です。

障害のあるすべての人が、合理的配慮の対象になります。通常の学級であっても特別支援学級や特別支援学校であっても、個別の状況や教育的ニーズ、基礎的環境整備等を踏まえて、合理的配慮を提供することが必要です。

また、障害の判定や本人の申請がなくとも、学習及び生活上の障壁があると判断される場合は、一般的な配慮事項を用意し提供することが大切です。

障害のある子供が、障害のない子供と平等に教育を受ける権利を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを一人一人考慮し、配慮や学習内容の変更や調整、サービスの提供を行うことが合理的配慮です。合理的配慮



は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、検討の前提として、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の把握を行う必要があります。

これを踏まえて、各学校の設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画

を作成する中で、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されなければなりません。合理的配慮の観点を踏まえ、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮についてその内容を個別の教育支援計画に明記したり個別の指導計画に活用したりすることが重要です。



Q6

「合理的配慮」の範囲は、特別支援学級だけでなく学校全体におよぶのでしょうか？

A

学校生活全体での合理的配慮が、障害特性における困難さを軽減します。特別支援学級だけではなく、学校全体で取り組むことが重要です。



合理的配慮は、障害のある子供が他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、障害のある子供に対し個別に必要とされるものです。平成28年4月から施行の障害者差別解消法の第7条において、国や地方自治体は障害者に対する合理的

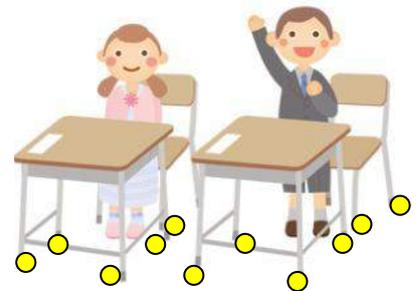
配慮の提供を義務づけています。障害のある子が他の子供たちと一緒に学び、共に育ち合う教育を作り上げていくことが大切です。そのために不可欠なものが合理的配慮です。小中学校等では特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する障害のある子供も、学校生活上で障壁となる事項を解消するために学校全体で合理的配慮に取り組むことが必要です。

<聴覚障害のある子供が在籍する学校の場合>

休憩時間中など（教師不在時）に緊急放送等が入った場合、内容をよく聞き取れない事態が想定されます。そのような場合、どのような対応を取るのかなど、学校としての配慮を要します。また、全校集会のような体育館等の広い場所での講話は、聞き取りに困難さがあります。そこで場所を問わず利用できるFM補聴システムを利用して聞き取りやすくするなど学校全体で環境を整える配慮が大切になってきます。

<ADHDと診断された子供が在籍する学校の場合>

学級や特別教室の机や椅子の脚にテニスボールを付けて消音を図る環境整備や、クールダウンの部屋を確保し、その在室時や休み時間の体育館での対応について全職員で共通理解を図っておくなど、配慮を学校全体で推進していくことが重要です。



このように全校体制での合理的配慮が必要不可欠です。

Q7

「合理的配慮」の内容は、誰が、どのような流れで決めていくのですか？

A

実態を把握した上で、各学校の設置者及び学校と本人及び保護者により、合理的配慮の観点から踏まえながら、合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。

各学校の設置者及び学校



○一人一人の実態の把握

- ・障害の状態
- ・教育的ニーズ
- ・興味関心
- ・学習上の困難
- ・生活上の困難
- ・健康状態 など

各学校の設置者及び学校

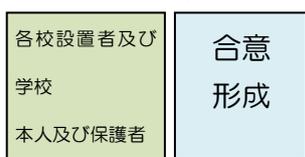


○合理的配慮の内容の検討

- ・学習上及び生活上の障壁解消の方法
- ・均衡を失した又は過度の負担については個別に判断
- ・必要により専門家からの意見聴取

各学校の設置者及び学校

本人及び保護者



○合理的配慮の内容についての合意形成

- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か
- ・何を優先して提供する必要があるか
- ・本人及び保護者と不一致の場合は教育支援委員会等で助言を受けることが考えられる。

決定

○合理的配慮の決定

- ・個別の教育支援計画に明記することが望ましい。
- ・個別の指導計画にも活用する。

※合理的配慮の内容は、定期的調整や個別の教育支援計画の評価などの機会に見直しをしていくことも大切です。



Q8

「合理的配慮」は、どんな観点で相談を進めていけばよいですか？

A

文部科学省では、「一人一人の障害のニーズ等に応じて決定されることが望ましい」とした上で、合理的配慮の観点を次のように示しています。

<学校における合理的配慮の観点>

- (1) 教育内容・方法
 - (1) - 1 教育内容
 - (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整
 - (1) - 2 教育方法
 - (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保
 - (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮
- (2) 支援体制
 - (2) - 1 専門性のある指導体制の整備
 - (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発
 - (2) - 3 災害時等の支援体制の整備
- (3) 施設・設備
 - (3) - 1 校内環境のバリアフリー化
 - (3) - 2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備
 - (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮を相談するに当たっては、上記の観点を踏まえ、可能な限り本人及び保護者と合意形成を図った上で決定していくことが望まれます。

ここに示された観点はあくまで例示であるので、この観点以外に合意的配慮の観点がないというものではありません。また、障害の状態が多様であったり、障害を合わせ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあつたりするので、個々の状況によって柔軟に組み合わせることも考えられます。

合理的配慮を話し合う際には、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供するかなどの視点で話し合い、関係者間で共通理解を図ることが大切です。



Q9

個別の教育支援計画などに「合理的配慮」をどのように記入していけばよいのでしょうか？

A

個別の教育支援計画には、教育の欄に学校生活上必要な主な配慮事項を合理的配慮の3分野11項目と照らし合わせ記入することが考えられます。また、学習上の配慮は個別の指導計画に記入しましょう。

合理的配慮の提供は、障害者差別解消法の施行により平成28年4月から公立学校等では義務付けられ、学校では個別の教育支援計画などに記載していくことが求められています。

そこで、保護者・本人と学校などが協議して合意を得た合理的配慮の内容をどのように諸計画に反映させるかは、次のように考えられます。

《個別の教育支援計画への記載》

個別の教育支援計画は、個人の支援全体に関わる計画内容となるため、この場合学校生活全般をとおして必要な配慮事項を記載することが大切であると考えます。その際、合理的配慮の3分野11項目と照らし合わせ、保護者・本人と確認したことを整理して記載しましょう。また、内容が多岐に及ぶ場合は、学校生活を健康面、生活面、学習面などの分野で整理し、優先順位の高いものから計画的に取り組みなどが考えられます。その他、福祉など他の機関が提供する合理的配慮が分かっている場合も記入しておくことが大切です。

《個別の指導計画への記載》

個別の指導計画は、学習面において個別に各教科等の目標達成に向けた計画内容となっています。そのため、目標達成の支援の手立てがすでに記載されている計画が多く、学習面における合理的配慮の支援内容と読み替えることができると考えます。ただし、この場合も合理的配慮の3分野11項目のどれに該当するか内容を確認することが大切です。

いずれの場合も、合理的配慮とするには保護者・本人と学校との確認を行い、合意を得ることが必要です。

併せて、合理的配慮の内容確認を行う場合、まだ事例が少ないことから、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルDB）の「合理的配慮」実践事例データベースを参考に、具体的支援内容を検討してみてください。

| 本人のプロフィール | |
|--|--------------------|
| 【在籍校】 | 記入者() 学校 学部(部) |
| 氏名(フリガナ) | 性別 |
| 学期 学年(級) | 生年月日 年 月 日 (作成日 歳) |
| 【身体障害者手帳】 | 種 類 第【障害手帳】 A B 無 |
| 【障害福祉サービスを受けるための登録者証(利用者証)】 | 有 無 |
| 保護者名 | 姓 氏 連絡先 |
| 現在所属(記入者の場合) | 連絡先 |
| 将来の生活・現在の生活についての希望 | |
| <本人の希望> | |
| <保護者の希望> | |
| 必要と思われる支援目標・支援内容 | |
| 具体的な支援(○今ある支援 ☆これから必要な支援) | |
| 家庭生活 | |
| 学校生活 | |
| 余暇・地域生活 | |
| 医療・療育等 | |
| 福祉・労働等 | |
| 【作成時の記載】 | |
| 個別の教育支援計画について了解し、確認しました。 平成 年 月 日 氏名(印) | |

Q10 「合理的配慮」の内容は、ずっとそのままなのですか。見直しをすることはあるのですか？

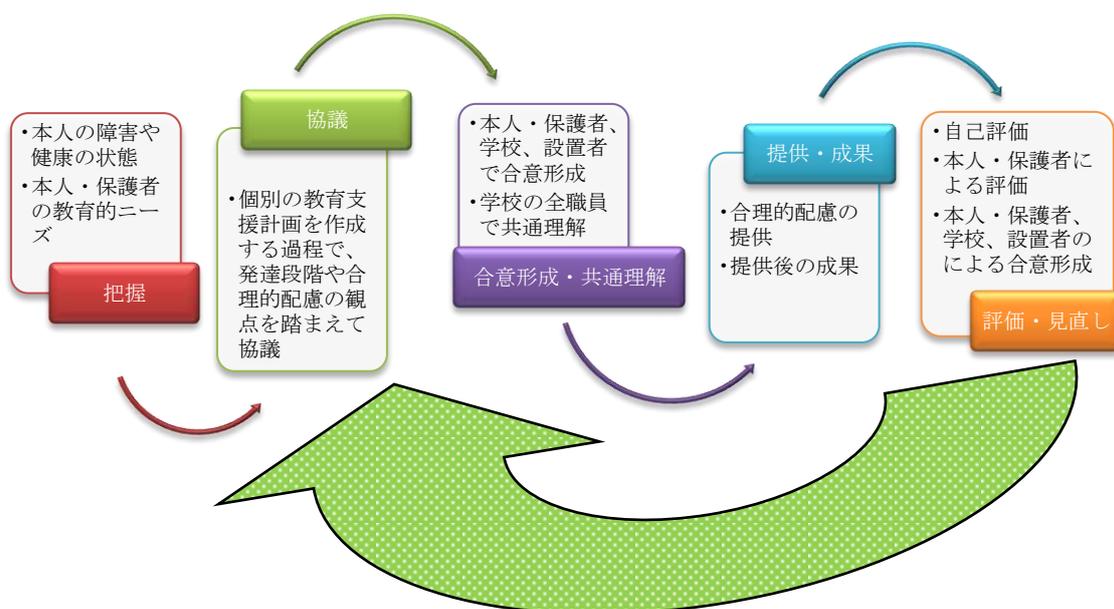
A

合理的配慮の具体的な内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものです。そして、必要に応じて適時見直しを行うことが必要です。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。本人が置かれている状況を踏まえ、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応がなされることが大切です。

従って、合理的配慮の決定後も、子供一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解することが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが大切です。

また、合理的配慮は、障害のある子供が十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から評価をすることが重要です。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直す等、PDCAサイクルを確立させていくことが重要です。



Q11

学校が配慮しようと思うことと保護者の考えが異なります。どちらを優先すべきですか。

A

「どちらかを優先」ということではなく、本人・保護者、学校、学校の設置者で十分に協議を重ねて、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて合意形成を図り、共通理解をする必要があります。

障害のために学校生活や学習において障壁になっていることがあれば、合理的配慮を提供することが必要です。その場合、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて合意形成を図り、共通理解する必要があります。しかしながら、協議の中で保護者の考えと学校の考えが異なる場合、提供する各学校の設置者及び学校の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。その場合、十分な説明と代替案の提案、専門機関の意見などを聞き、何から始められるかを十分に話し合い進めることが大切であると考えます。



<弱視の児童の事例>

盲学校から転校してくることになり、保護者から「教育や安全面から専門性のある教員を付けてほしい」という願いが出されました。この場合、専門性のある教員をすぐに付けることは困難であることから、安全面を優先し、可能な範囲で級外職員等が支援することは考えられます。また、校内全てに手すりを付けることはすぐにできなくとも、既にある階段の手すりやドアノブに点字を付け注意を促すことは可能です。また、拡大図書器をすぐに購入できなくても実物投影機とテレビを併用することで代用できます。

このように、本人・保護者の要望を段階的にスモールステップで整理してみると、実現が可能であったり支援者の意図が理解されやすかったりします。必要な合理的配慮は何か、何を優先して提供したらよいかなどの視点で話し合い、関係者間で共通理解を図っていくことが大切です。

Q12

特定の子供に「合理的配慮」をするとき、他の子供に対して留意することはありますか？

A

「合理的配慮」は、障害のある子供にとって、他の子供と平等に学んだり、生活したりするために必要不可欠な支援であることを理解してもらうことが大切です。

また、日頃から個性の尊重や協力、助け合いなどを重視した学級経営をすることも大切になります。

障害のある子供が他の子供と同じように学習や生活をしようとする際に、障害や環境に基づく困難があることを理解してもらい、その困り感を軽減する方法として合理的配慮が必要であることを知ってもらうことが大切です。その場合、視力の弱い人がめがねを使うなど、身近な例などで説明することで理解しやすいように努めます。

また、日頃から学級経営の一環として、多様な個性があることを認め合い、友達と協力したり、困っているときに助けたりすることを大切にする学級の土壌づくりも大切になります。

1 障害に基づく学習上・生活上の困難の理解

- 障害の疑似体験（四肢加重体験・弱視ゴーグル体験・アイマスク体験・耳栓体験 など）
- 見えない障害特性の理解（ADHD、アスペルガー障害、自閉症スペクトラム障害 など）
 - ・触覚過敏、聴覚過敏、予定変更に不安、短期記憶の弱さ など

2 合理的配慮の必要性の理解

- 合理的配慮の疑似体験（車椅子体験、FM式補聴器体験、白杖体験 など）
- 見えない障害特性を補う方法の理解（個室利用、予定カード、ピクトグラム、手話やマカトン法、VOCA など）

3 個性を尊重し、協力する学級づくり

- 受容的で温かい雰囲気づくりによる、どの子供にも居場所のある学級
- 友達の言動を否定するのではなく、「～しよう」という肯定的な言葉掛け
- 一人一役の学級の係活動など、学級での存在意義の創出
- 授業中に取組を確認し合ったり、教え合ったりするなど、関わり合う活動の設定
- 共同及び交流学習の充実（特別支援学校との交流会を実施し、お互いの学校について情報交換を行い、障害のある人の困り感や必要な支援等について理解を深める）

他の子供たちにとって、障害のある特定の子供だけが大切にされているのではなく、自分も大切にされていると感じることができると環境づくりが、障害のある子供に合理的配慮の提供を進める上で、大変重要な要素となります。



Q13

全職員で「合理的配慮」について共通理解をする必要があると思います。どのようにしたらよいでしょうか。また、どんなことに留意したらよいですか？

A

共通理解のポイントを押さえながら、既に設置されている校内委員会や生徒指導会議などを活用し、効率的に共通理解を図るとよいでしょう。

1 共通理解のポイント

- (1) 支援を必要とする子供の学習上、生活上の困り感を知る
 - 障害について：その障害によってどんな行動や考え方の傾向があるのか
(例：見通しが持てない状況では不安になりやすい)
 - 生活上の困難さ：その障害や置かれている環境によりどんなことに困っているのか
(例：スケジュール変更が気になって学習の切り替えができない)
 - 必要とする支援の方法：どんな内容の支援を行えば障壁が軽減されるのか
(例：必要な時にスケジュールを確認できるようにする)
 - 合理的配慮の内容：具体的にどんな支援を提供するのか
(例：スケジュールカードを作成し携帯する)
- (2) 学校での支援体制の確立
 - どこで提供するか：学校生活のどの場面での合理的配慮を提供するのか
 - 全校の支援体制：合理的配慮の提供のためにどんな組織を作り、誰が関わるのか
 - 援助を求める専門機関：合理的配慮検討のために連携する必要のある機関はどこか
 - 手続き：合理的配慮を提供するために公的な諸手続きはないのか
 - PDCAのマネージメント評価：支援の効果を誰がいつどうやって見直すのか

2 職員間の理解を進めるための手順や方法

- ① 上記に示したようなことを留意し、特別支援教育の校内委員会において、提供すべき合理的配慮について検討します。
- ② 校内委員会で確認されたことは、職員全体が参加する職員会議や生徒指導会議で全校職員に周知し、一貫性のある支援が提供できるように共通理解を図ります。
- ③ 決定した合理的配慮はできるだけ個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するようにし、必要があれば職員がいつでも確認ができるようしておくことも、職員の共通理解を図る上では大切です。
- ④ 合理的配慮は一度決めたらずっと同じものではなく、定期的にその効果を評価し、見直すことが必要です。合理的配慮の内容に変更が生じた場合は、全職員に変更内容を周知し、支援計画や指導計画を修正しておくことも大切です。
- ⑤ 合理的配慮の作成や効果的な提供のためには、学級担任を中心とした校内組織だけでなく、特別支援教育コーディネーターを中心に郊外の関係機関とも充分に連携をしていくことが大切です。
- ⑥ 全職員を対象に特別支援教育に関する研修機会を設定するなど、普段から専門性を高める工夫をしておくことも、職員の共通理解をより深めるためには大切なことです。



Q14

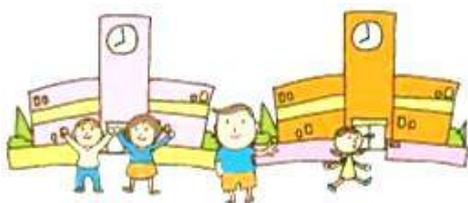
転校生が来ました。前の学校で行われていた「合理的配慮」を引き続き提供しなければいけないのでしょうか？

A

合理的配慮は障害のある子供の状況に応じて、個別に必要とされるものであり、いずれの学校においてもその提供は必要です。ただし、現学校において、施設設備などの対応が大変な場合は、過度の負担や均衡を失したものでないかを、転学前に該当教育委員会とよく相談することが大切となります。

1 基本的な考え方

合理的配慮は「基礎的環境整備」を元に、個別に決定されます。したがって、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される合理的配慮も異なります。例えば、「前籍校では教室の隣の空き教室を使ってクールダウンしていた」「常に支援員が寄り添っていた」等、学校・地域が変わることにより、同様の内容にはすぐに対応できません。個を伸ばす、教育的



ニーズに対応する姿勢を基本としながらも、合理的配慮の内容を自校の状況を踏まえ、改めて見直すことも必要です。事前に確認し、よく相談し、対応を協議し、合意を形成していくことが大切です。

2 転校期の協議のポイント

児童生徒、保護者の側に立ち、以下の点を確認してみましょう。

(1) 児童生徒の情報

- ①どのような困難さとそれに対応する合理的配慮が、いつ頃から提供されてきたか
- ②合理的配慮を受けることで、児童生徒の変容は見られたか

(2) 保護者の願い

(3) 新しい学校と該当教育委員会の状況

- ①学校で提供できるもの
- ②教育委員会が提供できるもの
- ③代替案等の提供
 - ※ステップ・スケジュール等
 - ※関連する専門機関情報



Q15

来年度入学予定児童の保護者が「合理的配慮」について相談する場合は、どこが窓口になるのでしょうか？

A

相談窓口は、市町村教育委員会になります。
幼稚園や保育園を通して就学に関する相談の機会が案内されますので、利用することもできます。

就学に関する相談は、就学前に小学校を設置する市町村教育委員会等が相談の窓口となります。市町村教育委員会等は、障害のある子供の就学先や合理的配慮について、障害の状態、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から判断を行うこととなります。保護者等は就学に際して、学校に配慮してほしいことをまとめておき、市町村教育委員会へ直接又は幼稚園・保育所を通して早めに伝えていくことが大切になります。なお、その際には、県や各市町村が作成した「相談支援ファイル」などを活用すると伝えやすくなります。そして、学校と連携しながらよりよい合理的配慮の提供につなげていきます。

＜「相談支援ファイル」の活用＞

「相談支援ファイル」は、困りごとを抱えた本人のことをよく知ってもらい、乳幼児から成人まで一貫性のある支援や、関係機関の円滑な連携に活用できるようになっています。

新潟県が作成した「相談支援ファイル」には、『入学前5歳から6歳までのシート(就学移行期用)』というページがあります。このページは、小学校等へ入学する際にこれまでの子供の育ちや関係機関との関係、支援内容等を引き継ぐためのページとなっています。「身のまわりのこと」「言葉・理解」「遊び」「運動」「人との係わり」「その他」の項目から構成されていて、必要な支援や配慮してほしい内容等についてまとめられるようになっています。

まず、「相談支援ファイル(就学移行期用)」に現在の状況や支援内容を記入し、就学に際して配慮してほしい希望も記入します。記入の際には、幼稚園・保育所の先生にも見てもらうことも大切です。次に、その相談支援ファイルを市町村教育委員会で相談する際に持参し、優先順位や支援方法を相談するときの資料として活用します。

「相談支援ファイル」は、県及び各市町村で配付されています(県の様式は、新潟県義務教育課のホームページからもダウンロードできます)ので、保護者にお知らせすると共に、相談の際に活用していきましょう。



Q16

障害のある外国籍の児童生徒が転校してくることに
なりました。「合理的配慮」を行うのでしょうか？
また、どのようなことに留意する必要があるでしょ
うか？

A

国籍にかかわらず、障害のある児童生徒には合理的配慮の提供が必要になります。学校生活において言語コミュニケーション等の困難さも予想されることから、教育委員会をはじめとする関係機関と連携した対応が求められます。

国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者に関する初めての国際条約です。2015年現在で約160カ国の国々が批准し、障害による差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障しようと取り組んでいます。我が国も法整備を図り平成26年1月に批准しました。つまり、合理的配慮は、グローバルな考え方であり、その取組と言えます。ですから、国籍の如何を問わず、合理的配慮は提供されるべき支援と捉えるべきです。



併せて、外国籍の児童生徒が我が国で教育を希望する場合は、国際規約により日本人児童生徒と同様受け入れることとなっています。合理的配慮の提供はもちろんですが、言語やコミュニケーションでの困難さが予想されるので、その点にも留意することが大切です。

◆合理的配慮の視点

外国籍の児童生徒の支援では、言語の違いが大きな障壁となり、会話が困難で意思の疎通や適切な対応ができない場合があります。そのため、文字や音声による働き掛けよりは、写真や絵図等のカード、タブレット端末等のICT機器を用いた支援が有効です。学校生活を送る上で必要な行動様式や社会ルールの獲得、効果的な教育活動を行うためには視覚的な観点からアプローチすることがポイントとなります。

◆関係機関との連携

児童生徒が新しい家庭生活や学校生活に順応していくためには、学校が保護者との信頼関係を構築し、適切な支援を行っていく必要があります。そのために、教育委員会等と連携し、児童生徒の学習活動はもちろんのこと、保護者との意思疎通を図るための通訳等の人的サポートを受けられる環境を整えることが大切です。県内のある市では、教育委員会への申請により、国際交流協会から学校へ通訳ボランティアを派遣するシステムが整えられています。

Q17

車椅子で生活する子供がいます。玄関等学校の段差の解消は可能でしょうか。エレベーター設置は要望できますか？

A

車椅子を使用する子供が、学校生活を送る上で障壁となっている施設設備等があれば、改善への努力をする必要があります。困難な状況の調査、対策方法、優先順位などを、校内及び関係機関と協力して困難な状況を改善していきましょう。



車椅子を使用する子供は、日常の学校生活において様々な困難な場面に出会います。まず、子供の目線で登校から下校までの動線や、活動を追いながら確認しておくことから始めましょう。旧来の小中学校の建物では、障害のある子供への配慮が不十分なものもありますので、生活場面を確認しながら、リストアップしていくとよいでしょう。

リストができた段階で、校内委員会等で話し合いを行い、改善プランを作成します。どんな困難さがあるのか、改善の具体的な方策をどうするか、複数の問題がある場合はどこから対策を始めるかなどを決めていきます。一方、対策にかかる費用や工事期間、安全対策、教育活動への影響などの視点からも検討する必要があります。その場合は、教育委員会とよく相談しながら対応を検討し、本人及び保護者に説明しましょう。

<学校内の段差解消>

早期に対応できる方法としては、安全面を考慮した簡易的な木製スロープを作製して設置したり、使用教室を1階に集中させたりするなどの工夫が考えられます。施設の変更を伴う工事などは、短期間で実現することは難しいと思われます。関係者で優先事項が何かをよく検討して対策を決めていきましょう。

また、学校における教育活動に移動の支障が大きいとき、例えばエレベーターの設置が考えられます。設置者である教育委員会に相談するときには資料を準備したり、当面の対応法を検討したりして、学校生活の障壁の改善に向け関係者で進めていくことが大切です。

Q18

視覚障害のある児童生徒への「合理的配慮」には
どのようなものが考えられますか？

A

視力の状況を的確に把握し、弱視児の場合は保有する視力で見えやすくなる支援具や環境づくりをします。また、盲児の場合は触れる・聞く等の支援具や安全な環境づくりに努めます。

＜学習上の困難の改善＞ 視覚を助ける補助具 (1) - 1 - 1



拡大図書器



弱視レンズ



触読用ものさし

＜生活上の困難の改善＞
(1) - 1 - 1



音声置時計



鈴入りボール

＜施設設備＞ (3) - 1
校内環境の整備

- ・明るさの調節
(カーテンやブラインドなど)
- ・わかりやすい目印
(色の変化・大きな文字・点字など)
- ・段差の明確化

拡大図書器や弱視レンズを使い、小さな文字を見えやすくすることができます。



学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 | (2) - 1 専門性のある指導体制の整備 | (3) - 1 校内環境のバリアフリー化 |
| (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整 | (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 | (3) - 2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 |
| (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 | (2) - 3 災害時等の支援体制の整備 | (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |
| (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保 | | |
| (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮 | | |

Q19

聴覚障害のある児童生徒への「合理的配慮」には
どのようなことが考えられますか？

A

聴覚を助ける補助具(FM 式補聴器等)の活用、分かりやすい話し方の工夫や視覚情報の活用、学級の子供への理解啓発、難聴通級教室や聾学校等の専門機関との連携などが挙げられます。

聞こえにくさはその子によって違います。その子の聴力に適した配慮を行いましょう。

<話し方の配慮> (1) - 1 - 1

- ・話者に注目させる
- ・自然な早さで
- ・口が見えるように
- ・表情、身体表現を豊かに
- ・一度に複数で話さない

<座席の位置の配置> (1) - 1 - 1

- ・話が聞きやすく、教師の口形が見やすい位置
- ・前から2・3列目の中央か、やや窓側

<聴覚を助ける補助具>

FM 式補聴器 (1) - 1 - 1

FM 電波を使って、話し手の声を聞き手の受信機に直接届ける。



<専門機関との連携> (2) - 1、(2) - 2

- ・難聴通級指導教室、聾学校
- ・聞こえにくさの理解とそれに伴う支援等

<教室環境の整備> (3) - 1

(1) - 2 - 1

- ・机や椅子の脚にテニスボール（消音を図る）
- ・字幕放送受信テレビ

学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮 | (2) - 1 専門性のある指導体制の整備 (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2) - 3 災害時等の支援体制の整備 | (3) - 1 校内環境のバリアフリー化 (3) - 2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q20

知的障害のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなことが考えられますか？

A

物事の認知に課題があるため、学校生活ではより分かりやすい具体的な提示や環境づくりに努めましょう。例えば、理解を助ける視覚的なツール等を使用したり、具体的な言葉でシンプルに伝えたりしましょう。

＜教育内容・方法＞状況理解を助ける表示 (1) - 1 - 1



立ち位置表示



ごみの分別表示



学習予定表

＜学習上の困難の改善＞

(1) - 1 - 1



トークンボード



個別学習「課題ケース」

＜生活上の困難の改善＞

(1) - 1 - 1



提出物用のかごの配置



色別整理ケースの設置

指示カードや表示、学習予定表は、視覚的で伝わりやすく、理解を助けるのに有効です。



学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮 | (2) - 1 専門性のある指導体制の整備 (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2) - 3 災害時等の支援体制の整備 | (3) - 1 校内環境のバリアフリー化 (3) - 2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q21

肢体不自由のある児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？

A

一人一人の身体能力や動かせる範囲を把握し、それらを助ける補助具や支援機器、教材・教具を工夫していきましょう。また、身体の状況により健康上の課題や医療用具などについて環境を整えていくことも大切です。

<学習上の困難の改善> (1)-1-1



台付ハサミ



スイッチ



VOCA

<各種支援機器> (1)-1-1



書見台 (角度調整可)



バチ (指に挟む)

<施設設備> (3)-1

校内環境の整備

- ・手すり
- ・温水洗浄便座
- ・段差の解消
- ・必要に応じて自立活動室等の設置 など

できる動作を活用し、実態に応じたスイッチ等の工夫や自力で使用可能な工夫が大切です。



学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 | (2)-1 専門性のある指導体制の整備 | (3)-1 校内環境のバリアフリー化 |
| (1)-1-2 学習内容の変更・調整 | (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 | (3)-2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導 ができる施設・設備 |
| (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 | (2)-3 災害時等の支援体制の整備 | (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の 配慮 |
| (1)-2-2 学習機会や体験の確保 | | |
| (1)-2-3 心理面・健康面の配慮 | | |

Q22

病弱の児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなことが考えられますか？

A

病弱の児童生徒への合理的配慮の決定に際しては、本人・保護者のニーズを十分に把握するとともに、主治医の指示や意向を確認しておくことが重要です。また、合理的配慮の提供に当たっては、命の危険や病状の悪化等について最優先して対応することが重要です。

<教育内容・方法> (1)-2-2

- ICT等を活用し、病気で一斉授業が受けられない児童生徒の教育保障
(可能な限り他の子どもと同様に指導する。)
- 入院等での欠席に伴う学習空白等への補充指導や補充教材等の提供



<学習内容の調整>

(1)-1-2

- 体調管理の学習
- 医療機関との密接な連携と、病状に応じた指導



<指導体制の整備>

(2)-1

- 学校看護師による医療的ケア等への対応



学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1)-1-2 学習内容の変更・調整 (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1)-2-2 学習機会や体験の確保 (1)-2-3 心理面・健康面の配慮 | (2)-1 専門性のある指導体制の整備 (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2)-3 災害時等の支援体制の整備 | (3)-1 校内環境のバリアフリー化 (3)-2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q23

言語障害の子供への「合理的配慮」にはどのようなことが考えられますか？

A

構音障害や吃音のある子供への指導など、個々の障害や状況を把握し、学習の場の工夫や発表で自信をもたせるなどの配慮や指導が大切です。また、視覚的な素材の活用などの支援も有効です。

＜教育内容・方法＞ (1)-1-1、(1)-1-2、(1)-2-3

- ・発音の明瞭度を向上させるための指導（一斉指導における発音の指導への配慮・個別指導による構音指導）
- ・自由な雰囲気の中で、コミュニケーションができる環境を保障（周囲の子供の構音障害・吃音などへの理解啓発を促す配慮・温かな学級の雰囲気づくり）
- ・教科書の音読や音楽の合唱など言語障害の状態に応じた学習内容の変更・調整
- ・本人の意識 x ・周りの意識 y ・障害の状態 z の「x y z 軸」が小さくなる支援

＜支援体制＞ (1)-1-1

- ・話し方ではなく話す内容に注意を向けさせる。
- ・絵や動作など得意なことを生かす発表場面の工夫
- ・話すことに困難がある場合は、ICT機器を活用
- ・音読や九九の発音等で周囲の子と比べ時間を要することへの配慮、予習復習時間や個別指導の確保

＜教育方法＞ (1)-1-2

- ・遊びや運動を通じた構音指導や多様な感覚を活用した構音指導の実施
- ・PCや補助用具等の活用（構音指導・発表場面）

＜専門性のある指導体制＞

(2)-1

- ・「言語通級教室」との連携

学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1)-1-2 学習内容の変更・調整 (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1)-2-2 学習機会や体験の確保 (1)-2-3 心理面・健康面の配慮 | (2)-1 専門性のある指導体制の整備 (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2)-3 災害時等の支援体制の整備 | (3)-1 校内環境のバリアフリー化 (3)-2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q24

自閉症スペクトラム障害の児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなものが考えられますか？

A

全体の把握や情報の整理が苦手という特性から、見通しをもたせるための提示の工夫や配慮について考えます。

また、般化に向けた指導方法の工夫やパニック、自傷・他害といった不適応行動への対応を考えていくことも大切です。

<教育内容・方法> 見通しをもたせる提示 (1) - 1 - 1



学習スケジュールの提示



移動先を示すカード



一日の予定表

<教育内容・方法> (1) - 1 - 1



活動の指示カード



着替えのヒント図

<校内環境の整備

(3) - 1

- ・教室の安全な場所への配置
- ・不必要な刺激の撤去
- ・個別指導スペースの確保
- ・活動や授業の見通しが得られる流れの提示 など

学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮 | (2) - 1 専門性のある指導体制の整備 (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2) - 3 災害時等の支援体制の整備 | (3) - 1 校内環境のバリアフリー化 (3) - 2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q25

LDの児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなことが考えられますか？

A

LD（学習障害・学習症）は、読み書きの困難さや想像することの困難さなど一人一人その特性は様々です。諸検査や聞き取り、観察等から、どこにつまずきがあるのか、できることは何か等の特性を見極め、個々の困難さに対応した学習支援を進める必要があります。

＜教育内容・方法＞ 読み書きの支援の例 (1)-1-1、(1)-1-2

- 行間や文節ごとの区切りを空け、拡大して印刷したプリントを使用する。
- 文節や句読点を意識して範読をし、追い読みをさせる。
- 読むところを指で差して読ませる。1行だけ見えるカバーを利用する。
- 文節を斜線で区切る。（「これは／レモンの／においですか。」）
- 漢字練習では絵や写真で言葉のイメージを持たせる。
- 書くことや書く場所をはっきり示したプリントを使う。
- 書くことや感想のヒントを与える。



＜学習上の困難の改善＞ (1)-1-1
算数の支援の例

- いつも使っている模型時計で時刻を読み取る。



＜教育方法＞ (1)-2-1

ITを使った支援の例

- iPadのアプリで視覚的に理解させる。
「4を2つに分けると...」



学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1)-1-2 学習内容の変更・調整 (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1)-2-2 学習機会や体験の確保 (1)-2-3 心理面・健康面の配慮 | (2)-1 専門性のある指導体制の整備 (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2)-3 災害時等の支援体制の整備 | (3)-1 校内環境のバリアフリー化 (3)-2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

Q26

ADHDの児童生徒への「合理的配慮」にはどのようなことが考えられますか？

A

ADHDに関する児童生徒の特性を把握するとともに、行動、心理面、記憶の仕方など、その困難さに対応する教育内容、指導方法、支援体制づくり、環境づくりなどの工夫が必要です。

<教育内容の工夫> (1)-1-1、(1)-1-2

○学習内容の検討
課題の内容、量の選択
基礎→発展
段階的な指導

○個別の指導計画の作成
授業に集中して参加
することを目標に作成

○SSTの実施
望ましい行動の定着
を目標とし、学級全体
で取り組む



<教育方法>(1)-2-1

○指導方法の工夫
・聞く ・ペア
・書く ・読む ・発表 等
1時間の授業に多様な
活動を組み合わせる。

○体験的な活動を工夫
・操作する ・実験する
・校外で活動する 等
様々な感覚を使って、学
びを促す。



<支援体制> (1)-2-3

○校内委員会の定期的開
催
関係する職員間で目標
設定→実践→評価の取
組を継続する。

○特別支援学級の弾力的
運用、通級指導教室の
利用
落ち着いて学習する態
度、自己肯定感を育て
る。



<施設・設備の配慮>

(3)-2

○クールダウンスペース
の確保
気持ちを落ち着かせる
スペースを校内に確保
する。

○テニスボールの利用
机、いすの脚下にテニボ
ールを付け、騒音の少な
い教室環境をつくる

学校における合理的配慮の観点

| (1) 学習内容・方法 | (2) 支援体制 | (3) 施設・設備 |
|---|---|---|
| (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1)-1-2 学習内容の変更・調整 (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1)-2-2 学習機会や体験の確保 (1)-2-3 心理面・健康面の配慮 | (2)-1 専門性のある指導体制の整備 (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (2)-3 災害時等の支援体制の整備 | (3)-1 校内環境のバリアフリー化 (3)-2 発達、障害の状況及び特性に応じた指導ができる施設・設備 (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 |

「合理的配慮実践ガイドブック Vol.2Q & A」

平成28年3月

新潟県特別支援学校教頭会